

泌尿器腹腔鏡技術認定制度規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

ロボット支援腹腔鏡手術を含む泌尿器腹腔鏡手術は、低侵襲的であるなどの利点から、多数の泌尿器科手術に応用されているが、内視鏡下の手術野で特殊な器具を用いて行う手術であり、高度な技術が要求される。この、日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会泌尿器腹腔鏡技術認定制度(以下、本制度と略す)は、日本泌尿器科学会と日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会(以下、両学会と略す)が、泌尿器腹腔鏡手術に携わる医師の技量を評価し、一定の基準を満たした者を認定するもので、これにより本邦における泌尿器腹腔鏡手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

本制度は、日本内視鏡外科学会が、外科、泌尿器科、小児外科、産科婦人科、整形外科など、関連各学会を統合して、本制度と同様の共通の目的と、共通の基準のもとに創設した日本内視鏡外科学会技術認定制度の一部を構成するものでもあり、関連各学会と協調して国民の福祉に貢献することを目指すものである。

(対象)

第 2 条

本制度は、副腎、腎、尿管、膀胱、前立腺、精巣、精嚢、後腹膜骨盤リンパ節、上皮小体、および後腹膜腔に対する腹腔鏡下(腹腔鏡手術、後腹膜鏡手術、用手補助下腹腔鏡手術、ロボット支援腹腔鏡手術など)の手術手技において、術者として標準的技量を取得していることを認定するものである。尿路内視鏡手術手技は本制度には含まれない。

第 2 章 泌尿器腹腔鏡技術認定制度委員会

(設置)

第 3 条

両学会は、第 1 条の目的を達成するために、合同で、泌尿器腹腔鏡技術認定制度委員会(以下、本制度委員会と略す)を設置する。

(業務)

第 4 条

本制度委員会の業務は以下の各項とする。

- (1) 本制度委員会は、関連学会との連絡および調整、その他、本制度に関するすべての業務に対処する。
- (2) 本制度委員会において決定された重要案件は、本制度委員会委員長から両学会理事長に報告し、両学会理事会の議を経て実効に移される。
- (3) 泌尿器腹腔鏡技術審査委員（以下、審査委員と略す）の審査、認定を行う。
- (4) 泌尿器腹腔鏡技術審査委員会（以下、審査委員会と略す）の審議に基づき、泌尿器腹腔鏡技術認定候補者を確定し、これを両学会理事会に提出する。

（委員）

第 5 条

本制度委員会は、日本泌尿器科学会理事会の推薦による若干名と日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会理事会の推薦による若干名によって構成される。

（委員長）

第 6 条

本制度委員会委員長は、両学会理事長の合議によって本制度委員の中から選任する。

（任期）

第 7 条

委員の任期は 3 年とし、再任を妨げないが、連続 6 年を超えないものとする。委員長の任期は委員と同じとする。

（補充）

第 8 条

本制度委員会委員または委員長に欠員が生じたときは、両学会理事長の合議によってその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任任期とする。

（日本内視鏡外科学会技術認定制度委員）

第 9 条

両学会理事長は、協議の上、日本内視鏡外科学会技術認定制度委員会の泌尿器科委員を推薦する。泌尿器科委員の内 1 名は、本制度委員会委員長をもって当てる。委員は日本内視鏡外科学会評議員を条件とする。委員の任期は 3 年とし、再任を妨げないが、継続 6 年を超えることはできない。

第 3 章 審査委員

(資格)

第 10 条

審査委員は、以下の全ての条件を満たさねばならない。

- (1) 日本泌尿器科学会指導医である。
- (2) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員である。
- (3) 日本内視鏡外科学会会員である。
- (4) 日本内視鏡外科学会技術認定[泌尿器腹腔鏡]取得後 5 年以上経過しており、この間さらに臨床経験を積み重ねている(本項は本制度発足後 6 年間は適用しないものとする)。
- (5) 泌尿器腹腔鏡手術に関する各種学会および学術雑誌において十分な業績を有する。
- (6) 腹腔鏡下腎摘除術および副腎摘除術(腹腔鏡手術または後腹膜鏡手術)を独力で完遂でき、これらの手術の指導ができる。
- (7) ロボット支援手術を審査する審査委員は、副腎・腎(尿管)プロクター認定資格を有している。

(選出方法)

第 11 条

審査委員は、前項有資格者の中から、本制度委員会が、審査、認定し、両学会理事会の議を経て両学会理事長が指名する。審査に際して提出する書類は以下のとおりとする。なお、本制度委員は審査委員を兼務できる。

- (1) 審査委員応募書・履歴書
- (2) 腹腔鏡手術実績一覧表
- (3) 腹腔鏡手術関連業績目録
- (4) 日本泌尿器科学会指導医認定証(写)
- (5) 日本内視鏡外科学会技術認定[泌尿器腹腔鏡]認定証(写)(写)
- (6) 申請者の泌尿器腹腔鏡手術の執刀医・指導医としての資質を評価しうる泌尿器腹腔鏡技術認定取得者 2 名の推薦状

(更新)

第 12 条

審査委員は 3 年ごとに更新を必要とする。再任に際しては、下記書類について本制度委員会が審査し、両学会理事長が承認する。

- (1) 審査委員更新申請書
- (2) 最近3年間継続して泌尿器科臨床に従事していることを証明する書類
- (3) 最近3年間の泌尿器腹腔鏡手術実績一覧表

(審査委員会)

第13条

審査委員は、審査委員会を構成する。委員長は、両学会理事長が協議の上、審査委員の中から指名する。

第4章 申請資格

第14条

泌尿器腹腔鏡技術認定を申請するもの(以下、申請者と略す)は、次ぎに定める全ての条件を満たさねばならない。

- (1) 日本泌尿器科学会専門医である。あるいは、日本専門医機構が認定する泌尿器科専門医である。
- (2) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員である。
- (3) 腹腔鏡下腎摘除術(用手補助下を含む)または腹腔鏡下副腎摘除術を独力で遂行できる技術を持っている。
- (4) 腹腔鏡下尿管手術(用手補助下を含む)または腹腔鏡下副腎摘除術、あるいはこれらに準じる泌尿器腹腔鏡手術を、主たる術者として20例以上執刀した経験がある。
- (5) 日本泌尿器科学会、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会、日本内視鏡外科学会が主催する、あるいはこれらの学会が公認する、腹腔鏡に関する教育セミナーに参加している。

第5章 申請・認定方法

(申請方法)

第15条

申請者は、次ぎに定める書類、ビデオおよび申請料を、審査委員会に提出する。

- (1) 泌尿器腹腔鏡技術認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 日本泌尿器科学会専門医認定証(写)、あるいは、日本専門医機構泌尿器科専門医認定証(写)
- (4) 日本泌尿器科学会、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会、日本内視鏡外科学会が主催する、あるいはこれらの学会が公認する、泌尿器腹腔鏡に関する教育セミナー参加

証明書類(写)

(5) 泌尿器腹腔鏡手術実績一覧表

(6) 申請者の腹腔鏡手術手技を評価しうる泌尿器腹腔鏡技術認定取得者 2 名の推薦状。

(7) 術者として遂行した腹腔鏡下腎摘除術(用手補助下を含む)、腹腔鏡下副腎摘除術、腹腔鏡下腎盂形成術のいずれかの未編集ビデオ(コピー 3 本)

(8) 泌尿器腹腔鏡技術認定審査料(別に定める)

(審査方法)

第 16 条

審査委員会は、毎年 1 回、申請書類およびビデオをもとに、申請者の技術審査を行い、判定を行う。1 名の申請者を 2 名の審査委員が審査する。判定結果は、本制度委員会と両学会理事会の議を経て確定する。

(認定)

第 17 条

両学会理事長は、連名で、本制度委員会が審査委員会の審査結果に基づき泌尿器腹腔鏡手術の術者として十分な技量があると判定した申請者に対して、日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会泌尿器腹腔鏡技術認定証を交付する。審査合格者は、登録・認定に際して登録料(別に定める)を支払わなければならない

(日本内視鏡外科学会技術認定[泌尿器腹腔鏡]申請方法)

第 18 条

日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会泌尿器腹腔鏡技術認定証の交付を受けた者は、その認定証と申請料を添えて、日本内視鏡外科学会技術認定制度委員会に、日本内視鏡外科学会技術認定[泌尿器腹腔鏡]の認定を申請することができる。ただし、この申請を行う者は日本内視鏡外科学会会員でなければならない。

(資格更新)

第 19 条

泌尿器腹腔鏡技術認定資格は 5 年ごとに更新を必要とする。更新は、下記各号について審査委員会で審査し、本制度委員会と両学会理事会の議を経て確定する。

(1) 泌尿器腹腔鏡技術認定更新申請書

(2) 日本泌尿器科学会専門医認定証(写)

(3) 最近 5 年間の泌尿器腹腔鏡手術実績一覧表(様式は別に定める)

(資格喪失)

第 20 条

次に該当するもの(第 11 条(6)ならびに第 15 条(6)所定の推薦状作成者を含む)は、本制度委員会および両学会理事会の議を経て、その資格を喪失する。資格喪失の決定にあたり、該当理由を勘案し、再度の資格申請が可能となるまでの期間(無期以下)を指定する。

- (1) 正当な理由を付して認定資格を辞退したとき。
- (2) 日本泌尿器科学会会員あるいは日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員資格を喪失したとき。
- (3) 第 11 条ならびに第 15 条所定の提出書類(申請書、申請ビデオ、推薦書を含む)に虚偽あるいはこれに準じる不正が認められたとき。
- (4) その他、技術認定証取得者として不相当と認められたとき。
- (5) 臨床に従事しなくなったとき。

附則

本規則は、平成 16 年 4 月 1 日に発効する。

本規則は、本制度委員会の提議に基づき、両学会理事会の議を経て改訂するものとする。

本規則は、平成 21 年 4 月 1 日に修正発効する。

本規則は、平成 23 年 8 月 22 日に修正発効する。

本規則は、平成 26 年 10 月 1 日に修正発効する。

本規則は、平成 29 年 4 月 1 日に修正発効する。

本規則は、平成 29 年 6 月 6 日に修正発効する。

本規則は、令和 2 年 12 月 18 日に修正発効する。

本規則を実施するために、別に施行細則を設ける。

本規則における用語「腹腔鏡手術」は、狭義の腹腔鏡手術(経腹膜到達法)と後腹膜鏡手術(後腹膜到達法)を包括する用語として用いられている。

本規則は、令和 3 年 11 月 11 日に修正発効する。

本規則は、令和 4 年 10 月 18 日に修正発効する。

本規則は、令和 5 年 4 月 7 日に修正発効する。